

改正個人情報保護法と民間の自主的取組の促進

質疑応答

Q： 以下のケースの場合、A社は、本人から外国にある第三者提供に対する同意取得をしなければなら
ないでしょうか？

A社（本人から個人情報取得）→B社へ業務委託（国内）→C社へ再委託（外国にある事業者）

A： ケースバイケースですが、一般に、A→B→Cと個人データが移転する場合において、B→Cの移転
については、提供元となるBが第三者提供規制（法23条又は法24条）を受ける主体となり、このこ
とは、A→Bの移転が委託に伴うものであっても同様です。

したがって、ご質問の事例における改正法24条第1項の要件充足は、委託先（再委託を行う者）を
基準に判断することになります。

ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務があるため（法22条）、委託先が再委託先
に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。

なお、上記のA→B→Cの個人データの移転の場合において、Bを基準に改正法24条第1項の要件
充足の有無を判断する、すなわち、Bが当該個人データを「第三者に提供」したといえるための前提と
して、BがAから当該個人データを「取得」したといえる必要があります。そのため、個別具体的な
事案によりますが、例えば、A→B→Cの移転がいずれも委託に伴うものである場合において、Aから
直接Cに個人データが移転しており、かつ、BがCに対して必要かつ適切な監督を行っていない場合
等、Bによる当該個人データの取り扱いの実態が全くない等の場合には、そもそもBによる当該個人
データのAからの「取得」を観念できないため、実質的にはA→Cの移転であるとして、Aを基準に
改正法24条第1項の要件充足の有無が判断される可能性があります。

Q： 越境移転に係る情報提供の充実のところ、クラウドサービスの場合、サーバーの場所ではなく、
法人格の場所を説明すればよいということだったと思いますが、実態と異なるということでは、あまり
機能しないのではないのでしょうか？

A： 外国事業者がクラウドサービスを利用する場合であっても、当該外国事業者がサーバー内の個人デ
ータを「取り扱っていない」場合には、クラウドサービスの利用は、外国にある第三者への提供（法第
24条第1項）には該当しません。

当該外国事業者が個人データを取り扱っている場合は、外国にある第三者への提供に該当し、本人同
意を得る際には、当該第三者の所在する外国の名称や当該外国の個人情報の保護に関する制度、当該第
三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が必要となります。なお、事業者の負担
等を踏まえ、サーバーの所在国及び当該国の制度についての情報提供を法的義務として求めるもので
はないですが、サーバーの所在国を把握している場合には、これらの情報についても本人に提供するこ

とが望ましいと考えます。

Q： 仮名加工情報の加工では、広告 ID など広く共有される識別子を削除する必要はないのでしょうか。仮名加工情報は、社内で加工するうちにセンシティブな内容になることが多いと思います。漏えい報告義務がないのに、危険ではないでしょうか

A： 加工前の個人情報に含まれる広告 ID 等については、それが単体又は当該個人情報に含まれる他の情報との組み合わせにより特定の個人を識別できるものでない限り、加工の対象となるものではありません。

この場合でも、加工前の個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することは禁止されており（改正後の法第 35 条の 2 第 7 項、法第 35 条の 3 第 3 項により読み替えて準用される法第 35 条の 2 第 7 項）、また、本人に連絡等をするために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することが禁止されていること（改正後の法第 35 条の 2 第 8 項、法第 35 条の 3 第 3 項により準用される法第 35 条の 2 第 8 項）等に鑑み、仮名加工情報に広告 ID 等が含まれることによるリスクは、一定程度低減されていると考えます。

Q： 個人関連情報の規律は、ウェブサイトがグーグルの広告配信用のタグを設置し、ユーザーに閲覧情報を送信させる場合も、含まれますでしょうか

A： 個別の事案については、お答えしかねますが、一般論として、単にユーザーから個人関連情報を取得するだけの場合は、改正法 26 条の 2 の規律は適用されないこととなりますが、個人関連情報を第三者に提供する場面において、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、改正法 26 条の 2 の規律が適用され、原則本人の同意を取得することが必要となります。

以上

本内容は、2021 年 2 月 25 日に開催された JIPDEC セミナー「プライバシー影響評価（PIA）のススメ～取組みの必要性とビジネスへの生かし方～」で参加者の方から寄せられた主な質問に対する回答をまとめたものです。